

# 総務建設常任委員会

令和5年9月8日

葛城市議会

# 総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和5年9月8日(金) 午前9時30分 開会  
午前11時49分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	吉村 始
副委員長	松林 謙司
委員	西川 善浩
〃	横井 晶行
〃	梨本 洪珪
〃	川村 優子
〃	増田 順弘
〃	下村 正樹

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議員	柴田 三乃
〃	奥本 佳史
〃	谷原 一安

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古 和彦
副市長	東 錦也
企画部長	高垣 倫浩
企画政策課長補佐兼情報推進課長補佐	村田 良作
総務部長	林本 裕明
生活安全課長	西川 雅大
〃 補佐	安川 賢明
財務部長	米田 匡勝
税務課長	高松 和弘
〃 補佐	吉田 直生
産業観光部長	植田 和明
農林課長	吉田 賢二
都市整備部長	安川 博敏
都市計画課長	奥田 雅彦

都市計画課主幹 勝 浪 栄 次  
都市計画課長補佐 神 代 菜穂子

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板 橋 行 則
書 記	新 澤 明 子
〃	福 原 有 美
〃	岸 田 聖 士

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第64号 葛城市税条例の一部を改正することについて

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) 災害に強いまちづくりに関する事項について
- (2) D X推進に関する事項について
- (3) 葛城市立地適正化計画の改訂に関する事項について

開 会 午前9時30分

**吉村委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。本日は1つの議案と3つの本委員会の所管の調査案件がございますので、どうぞよろしく願いいたします。今回、所管の調査案件のうち、災害に強いまちづくりというのを、これ、今私どもの大きなテーマとしてやっておるわけですが、ちょうど100年前の1923年の9月1日に関東大震災が発生しまして、この9月でちょうど100年になります。発生をしたのはこの9月1日ですが、その後もいろいろと例えば、デマを信じた人たちが朝鮮半島出身者の方々を虐殺するとかいうこともありまして、その後もいろいろ事件がありました。9月6日は福田村事件というのがあって、今度映画にもなっておりますが、災害が起こったときに、そういったハード面という強化はもちろんのことですが、そういったソフト面とかいうふうなことも非常に大事になってくるかと思えます。当時と状況は随分変わっておりますけれども、今、公助だけじゃなくって、自助、共助ということが言われる中で、特に共助ということについては、お互いの信頼関係ということも大事になってきますので、そういったものを事前に醸成しておく、住民同士の信頼関係も持つておくということも、行政の役割かなというふうに思えます。ちょうど関東大震災から100年ということで、こういったことをお話しさせていただきました。では、本日どうぞよろしくお願いをいたします。

では、委員外議員の紹介をいたします。谷原議員、奥本議員、柴田議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いをいたします。

葛城市議会でのマスクの着用については、個人の意思に委ねられております。マスクを着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おき願います。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

それでは、議第64号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

米田財務部長。

**米田財務部長** 皆さん、おはようございます。財務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

上程させていただいております議第64号、葛城市税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

このたびの葛城市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、所要の改正を行うもので、内容につきましては、納税証明書、それから市民税、それから軽自動車税に係る改正となっております。

改正の概要を簡単にご説明させていただきますと、納税証明書では、税証明等の交付に関

しまして、DV被害者等から登記所に申出があった場合、DV被害者等の住所が第三者に漏れることを防ぐため、地方税法第382条の4の規定により、住所に代わる事項を記載したものを交付しなければならないとする改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、市民税では、均等割及び所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しや、令和6年度から課税が始まります森林環境税に関連する改正などを行うものでございます。

最後に、軽自動車税では、燃費や排ガス性能に係る不正行為を行った自動車メーカーに対する再発防止の観点から、不正により生じた納付不足額に係る納税義務を不正を行ったメーカーに負わせ、不足額を徴収する際の加算割合を引き上げる規定を整備するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表と資料を用いまして、高松税務課長より説明をいたします。

**吉村委員長** 高松税務課長。

**高松税務課長** おはようございます。税務課の高松です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、葛城市税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。先に配付させていただいております新旧対照表と合わせまして、こちら本日配付させてもらっていますA4縦の2枚物、1、議案名、葛城市税条例の一部を改正する条例と記載させていただいておりますこちらの資料を基に説明のほうをいたしますので、よろしく願いいたします。

まず、条例改正の理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日、（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日、（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日にそれぞれ公布されておりまして、これらの法改正に伴い、関係する事項につきまして、葛城市税条例の一部を改正するもので、今回の主な改正点は、先ほど米田部長が申し上げましたとおり、納税証明書、市民税、軽自動車税に関する部分でございます。

なお、今回の改正内容につきましては、法改正に伴うものでございまして、国より示されました準則どおりの条例改正となっておりますので、ご承知おき願います。

次に、条例改正の概要でございます。新旧対照表に基づき説明いたします。新旧対照表のほうですが、左側が改正前、右側が改正後となっております、赤字の部分が改正箇所でございます。

なお、今回の条文の改正箇所は多うございまして、改正する項目ごとに順次説明いたしますので、新旧対照表のページが行ったり来たりしますが、ご了承願いたいと思います。

それではまず、納税証明書に関する部分でございます。新旧対照表の1ページ、第18条の4の部分でございます。赤字の部分でございます。こちらにつきましては、証明書等の交付を通じて、DV被害者等の住所が第三者に漏れることを防ぐため、現在、葛城市では、DV被害者等である旨の申出があれば、住民基本台帳事務における支援措置の取扱いによりまして、証明書等交付の際は、支援措置の届出された本人や指定された方以外には証明書を交付しないなど、細心の注意を払って、被害者住所の保護に取り組んでおるところでございます。

このような取扱いが、法務局における登記事項証明書におきましても、DV被害者等の保護のため必要な措置であることが、今回、法令上明確化されたことによりまして、税条例の關係する部分を改正するものでございます。

続きまして、市民税に関する部分でございます。新旧対照表2ページの上の赤字の第24条第2項と、ページのほう飛びますが、新旧対照表の16ページ、附則第5条の赤字の部分でございます。こちらにつきましては、法改正に伴いまして、非課税限度額における国外居住親族の取扱いが今回見直されたことに伴う規定の整備内容となっております。

続きまして、新旧対照表のほうを3ページのほう戻っていただきまして、3ページから4ページの赤字の第33条第4項、第6項、第34条の9第1項、ちょっとページのほう、また飛ぶんですけども、19ページ、附則第16条の3第2項、24ページ、附則第20条の2第4項、また、28ページの赤字の部分の附則第20条の3第4項、最後に30ページ、附則第20条の3第6項の部分でございますが、こちらにつきましては、現在、上場株式等の特定配当所得及び特定株式譲渡所得につきましては、所得税と個人住民税で異なる課税方式の選択が可能となっております。例えば、所得税では総合課税を選択しておりますが、個人住民税での申告は不要という選択をするケースが見られたため、今回、国におきまして、これらの所得につきましては、金融所得課税については、所得税と個人住民税が一体として設計されてきた経緯などを踏まえまして、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとされたことに伴う条文の整理を行うものとなっております。

次に、新旧対照表の5ページのほうです。第34条の9第2項の部分と、かなりの広範囲の改正になりますが、8ページから15ページの第38条、第41条、第44条、第47条、第47条の2、第47条の6の部分でございます。これらにつきましては、来年度、令和6年度より、住民税の均等割と併せて新たに課税される森林環境税の導入に伴う規定の整備となっておりますので、まず、初めにその概要について説明させていただきます。もう1枚、A4横の資料を参考に説明させていただきます。

資料の説明の前に、まず、森林環境税及び森林環境譲与税の趣旨についてご説明申し上げます。森林の有する公益的機能は地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながるものでございますが、一方では、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっております。このような状況の下、平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえて、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、創設されたものでございます。

次に、その仕組みにつきまして、賦課徴収と交付のイメージを先ほどのA4横の資料に基づき説明いたします。

まず、資料の左側の部分、賦課徴収のイメージでございます。森林環境税は、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村、葛城市が

賦課徴収するものでございます。納税義務者から徴収した森林環境税は、葛城市から奈良県を通じて、国の交付税及び譲与税配付金特別会計へと払い込むこととなります。そして、資料の右側の部分、交付のイメージでございますが、払い込まれました森林環境税は、森林環境譲与税として、森林整備の財源として市町村へ交付されることとなりますが、譲与税に関する部分は、令和元年度から既に市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分して、既に交付されております。森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の森林の整備に関する施策と人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林の整備の促進に関する施策に充てることとされており、また、都道府県においては、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てることとされております。以上、簡単ではございますが、森林環境税に関する概要説明とさせていただきます。

では、新旧対照表のほうに戻っていただきまして、新旧対照表6ページの部分でございます。第36条の2第1項及び第2項の赤字の部分でございますが、こちらにつきましては、法改正に伴う公的年金等受給者の住民税申告義務に係る文言整理と引用条文の項ずれに伴う規定の整備となっております。

続いて、軽自動車税に関する部分でございます。新旧対照表のほうは17ページと18ページ、お願いします。附則の第15条の2第4項、第16条の2第3項の部分でございます。こちらにつきましては、燃費性能や排出ガス性能に係る不正行為への対応に係る改正となっております。不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、不正により生じた納税不足額を徴収する際に加算する割合をこれまでの10%から35%に引き上げる規定の整備となっております。

最後に、新旧対照表の31ページから32ページの附則の部分でございます。附則の第1条で、この条例の施行期日を令和6年1月1日としておりますが、ただし書と附則の第2条で、納税証明書に関する施行日と経過措置を規定してございまして、附則の第3条で市民税に関する経過措置、また、附則の第4条で軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

**吉村委員長** ただいま説明願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんでしょうか。

松林副委員長。

**松林副委員長** 森林環境税のことについて、ちょっと分からないことありましてお聞きをしたいんですけども、2024年度の、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税ということで、市町村において個人住民税均等割と合わせて年額1,000円を徴収するということだと思ひますけれども、これ、市民税が課税をされない方とか、そういう方は、市民税と住民税と合わせて徴収ということなので、住民税、市民税、ここらが徴収をされない方の徴収というのは、これはするんでしょうか。どうなんでしょう。

**吉村委員長** 高松課長。

**高松税務課長** 税務課、高松です。ただいまの松林副委員長のご質問でございます。

非課税基準につきましては、国税である森林環境税、地方税である市県民税とそれぞれちよつと基準は違うんですけれども、市県民税の非課税基準のほうが低いので、基本的には、市民税が非課税であれば、森林環境税は非課税になるものと考えております。

吉村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第64号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第64号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。この会期中の委員会で審査すべき案件について、今回の委員会では次第に記載しております3つの事項を議題といたします。また、この委員会の終了後に、閉会中に調査すべき事項等をご協議願いたいと考えておりますので、ご承知おき願います。

それでは、1、災害に強いまちづくりに関する事項についてを議題といたします。

本件について、理事者より報告願います。

林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしく願います。

私からは、新たに調査案件に加えていただきました災害に強いまちづくりに関する事項についてのご報告をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、資料のご確認をお願いいたします。全部で4点ございます。資料1が市民参加型避難所運営訓練の実施という資料でございます。ホッチキス留めのA4ということでお願いいたします。2点目の資料2が災害時応援協定団体等の名簿ということでございます。こちらA4のホッチキス留めでなっております。3点目が資料3で、災害時の指定避難所の一覧表ということでございます。こちらはA4、1枚、横になっております。それと、資料4といたしまして、今回の9月広報の一部抜粋、広報で言いますと6ページから9ページとなっておりますが、こちらのほうが資料4ということでおつけさせていただいております。

今回は初回ということで、まず、現在葛城市で実施しております防災訓練の取組内容及び災害時に葛城市が応援協定を締結している団体等についてご説明をさせていただきます。そ



の前に9月は防災月間ということで、資料4にあります9月広報に4ページにわたって、市民の方にお伝えしたい、災害から身を守るために～自助・共助・公助の備え～について啓発を行ってございまして、自助といたしましては、ふだんからの備えについて、共助といたしましては、避難時や避難生活を送るときの地域の方々の協力、また、公助として市で実施している防災に係る様々な補助制度の案内、それと、今回加えて、昨日一般質問もいただきましたペットとの避難について、多くの方にこの広報をご覧いただき、防災に関する知識や危機管理を持っていただけたらと考えております。

それでは初めに、市民参加型避難所運営訓練の実施についてご説明をいたします。令和3年度より、指定避難所ごとに実際に災害が起こった際に避難していただく大字の方を対象として、避難所運営訓練を実施してございまして、今年度は7月17日に葛城市中央公民館において、また、8月20日には、葛城市コミュニティセンターにおいて実施をいたしましたので、こちらを具体例に挙げて説明をさせていただきます。ここで、資料3をまずご覧いただけますでしょうか。指定避難所の一覧となっております。葛城市には現在15か所の指定避難所がございまして、避難所ごとに利用対象となる大字を決めております。

まず、中央公民館は、隣接いたします市民体育館も含めまして、周辺10か大字の方を利用対象としております。今回はそのうち大字山田、平岡、山口、笛吹の4か大字の住民の方29名のご参加を、7月17日の訓練のときには参加いただきました。また、コミュニティセンターは周辺4か大字の方を利用対象としてございまして、今回はそのうち大字新村、新町の2か大字18名のご参加を、8月20日の訓練のときにご参加いただきました。この訓練の目的ですが、避難所を利用する方々が自主的に避難所運営を行うことで、共助の意識づけを促すこととございまして、避難所生活は苛酷であることは言うまでもございませぬ。避難者は高いストレス状態となりまして、避難者同士の様々なトラブルが起こる危険と隣り合わせの中で避難生活を強いられることとなります。そこでもし、避難者が避難所運営について自分たちで考え、自分たちで働き、そして自分たちで作り上げれば、そこに一体的な協調関係が生まれ、お互い助け合いや譲り合い、そして、いささかの心のゆとりができることで、避難生活は大きく改善し、避難者の方が安心して避難生活を送ることができるようになって考えております。

それでは、資料1をご覧ください。こちらは当日の訓練に使用いたしましたレジュメでございまして、最初にこのレジュメに基づいて参加者に訓練全体の流れを説明いたしました。資料2ページから7ページまでは、災害が起こって、指定避難所まで安全に避難する手順の内容についての説明となります。時間の関係でこちらは割愛させていただきます。

次に、資料8ページをめくっていただきまして、避難所の運営についてをご覧いただけますでしょうか。まず最初に、各大字から2名ずつ代表者を決めていただき、その方々を中心に市役所職員もサポート役になりながら、運営委員会を立ち上げます。その後、実際に自分たちが避難することになる避難所の建物、このことをよく知っていただくために、参加者全員で施設内を見学し、どの部屋が活用できるか、また、どの備品が役に立つか、使えるかなどを考えていただきます。施設全体の状況を把握できましたら、運営委員に集まっていた

き、まず1番目としては、運営本部の場所の決定、2番目に避難所内でのルールづくり、そして3番目に部屋の割り振り、すなわちゾーニングという避難所運営における重要事項を決定していただきます。特に3番につきましては、次の9ページにございますように、避難者の必要最低限の生活のために必要なことから、優先して対応いたしまして、避難者が互いの配慮、特に、災害時要支援者の方への配慮やプライバシーの保護、男女のニーズの違いなどを適切に盛り込んで行っていただくようお願いすることになります。実際の様子については、先ほど資料4の広報の一番最初の1ページのところに写真が載っておりますので、またご覧ください。避難生活中は、運営委員は避難者の世話役として活動していただくことになり、大変なご苦勞もあるので、市役所職員もできる限りのサポートを行いながら、皆さんが安心して避難生活を送れるよう支援していくことになります。

そして、訓練の内容に戻りますが、11ページをめくっていただいて、先ほどの決めていただいた、いわゆるゾーニングに基づいて、避難所の配置レイアウト例をご覧ください。決めていただいた部屋の割り振りですが、参加者全員で、避難所内に運営委員が集まって会議を行う運営委員会室、これ左下のほうになります、こちらを設置してもらいます。続いて、避難者の出入りや人数を把握するための受付所、その上になります。また、みんなに情報が行き届くよう、見やすい場所に情報掲示板、これは真ん中の下辺りになるんですけども、これを設置していただき、さらにプライバシーに配慮した男女別の仮設トイレ、これは左上出たところの屋外となります。また、更衣室、男子は左上、女子は授乳室と一緒に右上のステージの奥まったところ、こちらに設置いたしまして、最後に、みんなが活動しやすい通路を確保しながら、居住スペースを大字世帯ごとに段ボールの間仕切りを使って設置いたしました。設置終了後、市役所担当者からの講評や、参加者同士の意見交換などを行いましたが、実際に自分たちで作り上げたからこそ、よかった点、また、悪かった点など活発な意見交換がなされました。

最後の16ページでございます。関係機関等による研修をご覧ください。まず、7月17日の訓練終了後には、今回は、令和3年度から葛城市と包括連携協定を締結しております大塚製菓株式会社の奈良出張所所長より、「もしもの備え、災害時の栄養・水分補給」と題しまして、主に日常生活の中で、災害備蓄の継続が可能なローリングストック法のお話がありました。ローリングストック法とは、ふだんから少し多めに食材や加工品を買っておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食料を家に備蓄していく方法でございます。ポイントは日常生活で消費しながら備蓄するということで、参加者からもこれならできるという声をいただきました。こちら資料4、先ほどの広報の一番右下にイラストを掲載しておりますので、またご覧ください。また、8月20日の訓練終了後には、葛城市消防団第2分団による止水板を使用いたしました大雨時の水害対応の訓練を行っていただきました。

このように、避難訓練と併せて、関係機関による研修を行うことで、関係機関との連携強化にもつながり、顔の見える関係づくりにもなると考えております。実際に災害が起こった際は、このようなつながりが非常に大切であると考えております。今回の参加者からいただ

いたアンケート結果ですが、ほぼ全員の方から参考になったという評価をいただき、また、ご意見の一例として、誰かに指示されるのではなく、災害時は自分で考え、自分で判断し、行動しないといけないという意識に変わりました。役割分担や事前の知識が大切だと感じましたという意見や、居住エリアをつくる際、実際はとても大変だろうと感じました。それぞれの立場の方がそれぞれの意見をおのおの発言して、まとまるのが難しいと感じましたなど、ほかにも多くの意見を頂戴いたしました。

次に、資料2、災害時応援協定団体・緊急物資供給協力企業等名簿をご覧ください。現在、葛城市では、30の団体、企業様と災害時に特化した応援協定を締結中でございます。名簿には公的機関関係が3団体、物資協力関係が9団体、緊急対応関係が18団体の協定先、協定年月日、協定内容をそれぞれ記載しておりますので、ご覧ください。先ほどの大塚製薬株式会社様は包括連携協定ですので、この名簿には記載されておきませんが、今後の訓練にも協定を締結している団体、企業様におかれましては、積極的に招かせていただき、多くの市民の方々に周知を図っていきたくと考えております。

以上、私からの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**吉村委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等はございませんでしょうか。西川委員。

**西川委員** おはようございます。災害なんですけど、また台風もいろいろと近づいてきておるところでございますし、いろいろとやっぱり葛城市も準備をしていかんなん、阿古市長もやっぱり災害に強いまちということであつたわれておりますので、しっかりとしていかなあかんのですけども、ちょっと質問なんですけども、まず、2点お願いしますけど、昨日、横井委員が一般質問されたときに、15施設、この資料3に今15施設、書いてくれてはるんですけど、そのうちの5施設しかWi-Fiが整備されてないという回答があつたんですけども、これについて、僕やっぱりこういうときになったら、Wi-Fiというのはかなり必要になってくると思うんですが、Wi-Fiというか、やっぱり通信のそういうところというのは。この辺、昨日さらっと5施設ですと言わはって、それで終わっているんですけど、その辺やっぱりどういうふうこれから変えていかはるのかということも教えていただきたいし、それと、この資料2の協定を結ばれているところなんですけども、葛城青年会議所も昨日も、昨日じゃないわ、どっか指定管理のところか、質問で、社会福祉協議会とJC（青年会議所）と結ばれていますやんか、言うたら、災害のときの協定もね。それってどういう、ここの、なつたときに、そういう社会福祉協議会とは災害協定結んでいると。葛城市との関わりというか、そういうのって、どういうふうにされる予定なんかというのを教えていただきたいなところなんです。社会福祉協議会のこと分らんかどう分らんんですけど、会長がいはるので市長に。

**吉村委員長** 西川生活安全課長。

**西川生活安全課長** おはようございます。生活安全課の西川でございます。

ただいま西川委員からの2点の質問で、まず1点目でございます。Wi-Fiの整備状況というところで、現在、15か所の指定避難所のうち、5か所のWi-Fi設備が整っている

というところで、先日の一般質問の中での答弁あったかと思います。この5か所につきましては、観光整備の一環としての相撲Wi-Fi、そちらの整備をされているところが5か所というところでごさいます、学校の体育館等でありますとか、そういったところには現在Wi-Fi環境のほう整っておりません。ですので、今後、当然、災害等起こりましたら情報収集等で必要になりますので、そういった環境等も考えていきたいと考えております。

2点目でございます。社会福祉協議会との協定というところがございますけれども、これも先日の一般質問でありました、社会福祉協議会と葛城市は、ボランティアセンターの開設に当たっての協定というところで結んでおりまして、実際、災害起こりましたら、多くのボランティアの方、来ていただく形になると思います。そういったときに、社会福祉協議会が中心となって、そういったボランティアの方の配置や受付といったところをお願いするというような内容となっております。また、今度、社会福祉協議会と青年会議所におかれましては、これは、市と青年会議所ではなく、社会福祉協議会と青年会議所の間で、そのボランティアセンター等開設、運営に当たって、青年会議所のほうがお手伝いをいただけるというような協定内容となっております。

以上でございます。

**吉村委員長** 西川委員。

**西川委員** 分かりました。開設されるボランティアセンターとは市が密接にこういう連携を結んでいくと。その中で社会福祉協議会がボランティアセンター、中心になって開設をしていく中でJC（青年会議所）がそこに加わるという形ですね。分かりました。それやったら、なお一層やっぱり社会福祉協議会というのをきっちりとしていかなあかなというところもありますし、重要な役割やと思います。

ほんで、Wi-Fiの整備に、これ相撲Wi-Fiというたら観光のやつで使われていると思うんですけど、これ災害になってパンクするとか、やっぱり容量がというところもどうなんですかね。その辺って、僕ちょっとそういうのに疎いから分らないんですけど、やっぱりちゃんと災害の起こったときに使えるようなことになってんのかとかね。いうたら結構な収容人数来はりますやんか。そのときに、そういう相撲Wi-Fiというか、観光のやつだけで賄えんのかというところってどうなんですかね。その辺分かりますかね。

**吉村委員長** 西川課長。

**西川生活安全課長** 生活安全課、西川でございます。

ただいまのWi-Fiの接続環境等につきましては、今、そこまで調べておりませんので、その辺詳しくまた調べさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

**吉村委員長** 西川委員。

**西川委員** 恐らく僕、それって使われへんのと違うかなと思うんです。何かやっぱり一気にみんなが使わはったときにね。ほんだら、やっぱりそうやって、5か所今あります言うたとして、実際ゼロに近いのと違うかなというような気もしますので、やっぱりしっかりと災害起こったときにはかなり通信手段というのは、みんなやっぱり使わはると思います。どこの被災された

ところを見てもやっぱりそうやし、その辺はきっちりと整備していく方向を取っていただけたらなというところでございます。

以上です。

**吉村委員長** 東副市長。

**東 副市長** 西川委員からのご質問といたしますか、どうもありがとうございます。

災害に関しましては、本当パンクするかも分からないというのは危惧されるところでございますので、本市といたしましては、この5か所に限らず、15か所全てWi-Fiが災害のときに使えるというような環境を調査研究して、先進地等を研究をいたしまして、できる限りWi-Fiを飛ばしたいなというふうに思っております。

以上でございます。

**吉村委員長** ほかに質疑ございませんでしょうか。

川村委員。

**川村委員** 1点だけ質問させていただきます。資料4の4ページに、災害から身を守るための公的制度をいろいろと、るる書いてあるわけなんですけど、そのうちの上から3つ目のブロック塀の撤去、これ、何年間かのこれまでの実績というのはおありなんですけれども、ブロック塀という表現になっているんですけど、実際、私もまちを見て、市内を見ていますと、土壁というか、土塀というか、そういう壁の老朽化によるものというのはあちこちに見受けられるんです。それが対象にまずなるかどうかということ。それから、昨日の質問もありましたように特定空家というものは、現実のうちまちではそこまでのところはないんですけど、そういった災害に危険であるという判断には多分至っていないと思うんですけども、台風なんかでどんな状況になるか、また地震で、周りにどんな被害になるかというところを、特に空き家というところに土壁の塀を、これ、通学路にブロック塀の危険性というものを問われたことで、多分されたと思うんですけど、そういった通学路になるところをまず点検していただく中で、土壁の塀というのは、何か改善されているような様子もあまり見受けられないんですけど、ちょっとその辺り心配するところなので、これからそういったところの対策はどうするのかということについてお伺いをしたいと思います。

**吉村委員長** 西川課長。

**西川生活安全課長** 生活安全課の西川でございます。

ただいま川村委員からのブロック塀等の撤去の補助というところのお尋ねやと思います。おっしゃられたように、この制度ができましたのは、大阪府のほうで地震が起こった際に学校の壁が崩れて、そういった事故があったというところから始まった制度かなと理解をしておりますけれども、この制度につきましては、市の単費だけではなくて、国、県の補助等も絡んでおりまして、そちらのほうの要綱の中でブロック塀等ということでございますけれども、この土壁というところは対象外になっておりまして、今のところは、ブロック塀のみの対象とさせていただいております。以前にも、そういったところで、土壁等のご相談も受けさせていただいておりますけれども、説明のほうをさせていただいて、ご理解のほうをいただいたというところでございます。

以上でございます。

**吉村委員長** 川村委員。

**川村委員** まだ、うち単独の問題ではないというところなんですけれども、結局、解釈は一緒なんかというふうに思います。市内でそういった危険な場所というのがあるのかどうかというのは、まずチェックをしてからのことだと思うんですが、実際そうやって相談があるということですので、その対応についても、将来的にそこを単費でやるのかどうかということですが、何せ幾ら上限が低くなったとしても、そういったサポートによる改善というものを自主的にやっていただかないといけないことですので、そういった指導というか、そういうところは、ぜひ引き続きやっていただかなければならない点であるかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

**吉村委員長** ブロック塀であったとしても土壁であったとしても、危険性ということには変わらないというご指摘でありましたけれども、川村委員、よろしいですか。

**川村委員** また、そういう点も。

**吉村委員長** じゃ、またその辺りもご検討いただけたらと思います。

ほかにございませんでしょうか。

松林副委員長。

**松林副委員長** 私、資料3の災害時指定避難所一覧表で、総計収容人数1万1,040人ということで、これ、コロナが2類から5類に変わって、当初コロナの時はソーシャルディスタンスという、そういう空間を保たないかんという部分で、かなり人数はもう少し少なかったかなと思うんですけど、これは、2類から5類相当に変わった人数を想定されて、ここに記載されておられるのかどうかということと、そして、もう一つお聞きしたいことは、僕も何度も申し上げるんですけども、被災者支援システム、ほぼ、葛城市においては確立されていると私は思っております。GISだけ、その部分だけはまだあれですけども。ふだんからやっぱり被災者支援システムといえども、やはりそれを取り扱う職員の訓練とか、例えば罹災証明を出すとか、そういう訓練の状況等、慣れていただかねばいけないので、そういう訓練とかそういう状況を含めて教えていただけますか。

**吉村委員長** 西川課長。

**西川生活安全課長** 生活安全課、西川でございます。ただいまの副委員長からのお問いでございます。

まず1点目、避難所の収容人数についてでございます。こちら1万1,040人というのは、5類に変わったからというのではなくて、従前、いけば5類になった数字も同じなんですけれども、ソーシャルディスタンスと関係なく1万1,040人、以前と同じになっております。

続きまして、被災者支援システムの運用状況等でございます。こちらにつきまして、全く私も同じことをこの前考えまして、職員が実際にこれをできるのかというところで、私も教わりました。そしたら、やっぱり職員はすぐに罹災証明等の発行というところをしていただきましたので、そういったところはできておると考えております。

以上でございます。

**吉村委員長** 松林副委員長。

**松林副委員長** 収容人数について、私も一度、一般質問でもこの件について質問させていただいて、もう少し人数は少なくなってるのは、何千人単位やったかな、そういうコロナの時期ですよ、もう少し人数が少なかったような記憶がございます。今はこれで問題はないと思うんですけども。被災者支援システムにつきましては、やはり定期的な訓練を今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**吉村委員長** ほかにございませんか。

増田委員。

**増田委員** 災害時応援協定団体、企業等は、非常に多くの団体の方といたしますか、ご協力願って、まさかのときにいろんな支援物資等の提供していただくと、こういう資料2の説明でございます。見ていますと、やっぱり一番大切なのは水というふうなことも含めて、非常に多くの団体の方が飲料水というところでご協力を願っている。その他、仕切り、ベッド等による段ボール、非常に葛城市内に優良企業、たくさん段ボール業者もおられますので、十分な提供いただけんのかなと。3番目に、Wi-Fiも重要な装備かと思えますけども、電気かなというふうに思うんです。先日の一般質問の中でも、新庄庁舎の発電機については、ディーゼル型の装備をされて、月1回ですか、点検業者による点検もしていただいている。それ以外にも、発電機は四十数台ですか、ご用意していただいているということですけど、四十何台の発電機については、恐らくこの15か所の体育館等に電気を供給するだけのパワーはないというふうに私推測します。あつたらごめんなさいね。私、ちょっと気づいたんですけども、それなりに市内の企業の中で、それなりのパワーのある発電機を事業でお使いになっている、それも可動式の発電機をお持ちの企業、複数おられると思うんです。そういうところに、まさかのときの協力体制として、そういったディーゼル型のエンジン式の発電機を提供いただくような協定を結ばれたらどうかな。特に鉄鋼関係の会社については、移動式も含めて、それなりの機具をお持ちかというふうに思いますし、それ以外にも、最近、一部の農業者の中でも、こういったコンプレッサーを使った作業されて、大型の発電機をお持ちやというふうなところもお聞きをしておりますので、そういった企業もちょっと当たっていただいて、緊急時の電気供給に向けて、充実を図っていただけたらいかかなというふうに思いますけれども、よろしく申し上げます。

**吉村委員長** 増田委員、これは、答弁は求められますか。

西川課長。

**西川生活安全課長** 生活安全課、西川でございます。ただいま発電機のお話でございます。

資料2のほうにございます応援協定団体の中の緊急対応関係のところの1番でございますけれども、葛城市建設業協会との協定も結ばせていただいておりますので、その中で、建築資機材等の提供というところございますので、建設業をされている会社におかれましては大きな発電機等もお持ちかと思えますので、そういったところにもお願いをして、そういった災害時、停電時というところ、協力をお願いしたいと考えております。今、増田委員おっしゃいました、その他、市内の企業につきましても、そういった設備等をお持ちのところにつき

ましては、また、うちのほうからお声のほうをかけさせていただけたらと考えます。

以上でございます。

**吉村委員長** 増田委員。

**増田委員** 具体的にここに書かれている内容だけで、そこんところまで解釈できなかったのだけれんですけども、やっぱり電気、重要やと思います。この15か所に対して、具体的にやっぱりひもづけしとかんと、いや、建設業協会に頼んでまんねんと、ほんだらまさかのときに、さあ、どこの企業がどんだけお持ちでというところまで、今の答弁では把握されていない状況やと思うので、確認して、どんだけこの企業の中で、15基もしくはこの15か所に対応し得るだけの能力等があるかどうかの確認も含めて、確定していただいていたほうが無難かなというふうに思いますので。特に電気、重要かと思いますので、よろしく願いしておきます。

**吉村委員長** ほかにございませんでしょうか。

川村委員。

**川村委員** もう1点質問するのを忘れていました。これ、資料4で共助、それから次のページで自助というふうにご案内いただいているんですけども、これ今回の広報に載せていただいたんですが、私、災害用伝言ダイヤルという、皆さんの知識というか、そういうのを1つ入れておいてもらったほうがいいのかなと。というのは、必ず葛城市に、災害時にみんな家族がいるわけではないと。そのときに、今言う携帯電話がつながりにくい状態であると。それが、広域にわたっていろいろな災害が起こった場合に、どこで安否確認をするかというところに、171、災害用伝言ダイヤルというのを知識として、一つご案内をしておいてもらったほうがいいのかなと。そういう、救急車の番号とか警察の110番とかいうのはありますけど、もう一つ、171という番号をしっかりと把握をしておいてもらって、そういった知識を啓発していくことも大事なかなという、さっき言うのを忘れていましたので、これ、載っていなかったと思うので、ぜひご案内に入れていただけたらどうかと。今後のまた広報、PRするときに、災害の伝言ダイヤル、これ声で入りますので。これ、この間から、この9月に入っているような報道でも、そういったところのシーン、そういう映像が出ていたときに、この災害用伝言ダイヤルというのはもう絶対携帯電話かかりにくい状態で、171というの、どこかかかる伝言の電話を使って入れとくというのは、非常に有効であるというふうにご案内をいただきましたので、葛城市民の皆様にも、しっかりとそういった知識、情報としてお知らせいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

**吉村委員長** よろしく願いいたします。

では、ほかに。

松林副委員長。

**松林副委員長** 先ほど増田委員が発電機のお話をされたので、ついでに何度もしつこいんですけども、私、おとといの一般質問でもさせていただいたんですけども、発電機だけでは電気起こりませんので、そこに入れる燃料、油、これはもう3か月から6か月で劣化するというところで、燃料供給協定、その締結を、燃料の確保も、この分、緊急物資供給協力協定、ここらもまた、ひとつよろしく願い申し上げます。



吉村委員長 これについて何か。

林本部長。

林本総務部長 ありがとうございます。松林副委員長がご提言いただいておりますように、まさにやっぱり補給が一番大事なのかなと思います。やっぱり長期になりますと、それをどういう形で調達するか、優先的に調達させていただくかというところが大事なので、たしか一般質問のほうでも答弁させていただいたとおり、基本、燃料の専門の販売業者、こちらのほうと、今燃料のそういう調達に係る協定のほうを締結するように進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解お願いいたします。

吉村委員長 ほかにございませんか。

梨本委員。

梨本委員 おはようございます。よろしくをお願いいたします。私から1点。以前、葛城市の地域防災マップ、令和2年12月に作成いただいたと思うんですけども、今回、災害時指定避難所について、15か所、ご教授いただいたわけなんですけれども、この前段階として、指定緊急避難場所という扱いがあると思うんですね。この辺りについて、今後、災害に強いまちづくりということで、どういったお考えがあるのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

吉村委員長 林本部長。

林本総務部長 ご質問ありがとうございます。

ただいまの指定緊急避難場所というのは、各大字の公民館等のことをおっしゃっているのかなということでご理解させていただいております。一応60か所、市内の公民館とは緊急指定避難所ということで、呼び名は避難所の前に緊急とついているのは、やはりこれは一時的、最初に、本当に災害が起こって、一時的な避難所という考え方で、この60か所のほうを指定させていただいております。キャパシティのほうは大体うちで把握しているのは、全部の避難所で3,600名ということでございますが、やはり長期間になってきますと、どうしても指定緊急避難場所では、なかなかお過ごしいただくのが難しいということで、やはり指定緊急避難場所がそういう形で代わりになるということです。15か所ということで、こちらも、どちらかと言いますと、大体1万1,000名ということなので、全体の市民から見たら30%ということになりますので、その辺のところ、どういう形で本当に大規模な災害が起こったときに、避難所の確保というところを考えていくのかというのは検討していきたいというふうに考えております。

吉村委員長 梨本委員。

梨本委員 指定緊急避難場所ということで、おっしゃっていただいたように、公民館であるとか分館であるとかということ指定されていると思うんですけども、非常にそこが本当にふさわしいのかということも含めて、地震、災害発生時に使えるような状態であるのかということも、今後、災害に強いまちづくりとして検討が必要ではないかなというふうに思うところもあるわけです。そういったところも、それぞれの事情はそれぞれの60の施設ごとに違うと思いますので、現状把握からしっかりと対応できるところ、できないところあるかと思うんですけども、ご検討いただければなということで、よろしくをお願いいたします。意見だ

けです。

**吉村委員長** ほかにございませんでしょうか。

松林副委員長。

**松林副委員長** ある市民の方から、葛城市はもう3万7,000人を全部避難できへんねんけど、どんななつとんのと質問を受けたことあるんですよ。ほんで、その時私がお答えさせていただいたんは、別に避難所に逃げるのが本当の避難とは限らないと。例えば、災害の規模にもよりますけども、本当に安全な親戚のおうちに身を寄せるとか、そういうこともあるんですよ、そういうことでお伝え申し上げたんですけども、やっぱりここは、避難所に避難するということは基本的に書いてるんですけども、やはりそういう避難ということ自体、どこに避難するのが安全なのかということも、やっぱりここには記載することも大事ではなからうかなと私は思うんですけども。ここは、避難のことについて特化した形で記載しておりますので、これ意見だけですけども、そういうことも大事ではなからうかなと思うんです。そういうことも記載すればなと思うんですけど、どうでしょう、お考えは。

**吉村委員長** 行政における避難所というものに対する基本的な考え方、お答えいただけたらと思うんですが。

西川課長。

**西川生活安全課長** 生活安全課、西川でございます。ただいま副委員長のお尋ねでございます。

副委員長がおっしゃっていただきましたとおり、避難といたしましても、避難所に行くのも避難、そして、おっしゃっていただいたように近隣の親戚、友人宅等へ避難するのも避難、あとまた、自宅の中でより安全な場所に移動するというのも避難というところございますので、そういったところを今回の広報には、具体的なところというところの記載のほうはございませんでしたので、そういったところももう少し詳しく載せていって、周知のほうを図っていきたいと考えております。

以上でございます。

**吉村委員長** 松林副委員長。

**松林副委員長** できれば、避難ということの考え方、このこともやはり記載をしていただければなと。

これはもうお願いですけども、よろしく願い申し上げます。

**吉村委員長** また、それも今後の課題にさせていただけたらと思います。

ほかにございませんでしょうか。

増田委員。

**増田委員** まさかのときの、特に援助が必要な災害時要支援者、ここにも書いていますように、大字の方々や民生委員の方々と情報共有してと、こう書いているんです。この災害時要支援者登録台帳の情報というものの管理について、私も以前ちょっとお話ししたかと思うんですけど、非常に個人情報保護の観点と支援しなければならない人の周知と、相反するわけでもないんですけど、シークレットの部分と協力せなあかんというのと、少し距離がある。恐らく管理方法からいくと、この名簿というのは、各大字別に民生委員と区長がこの情報をお持ちやと思うんです。ところが、ここに大字の方々とかこう書いていますけども、これは区長のこと

を示すんか、こんなまさかのときですので、地域の方々、近隣の方々が、こういう要支援者の方に、いち早くおうちに行って、身の安全確認をするとか、救助するとか、こういう援助が必要なんですけども、それがどこにおられるんかという、分からないのと、助けやなあかんというのと。ちょっと距離があるので、まさかのときは、民生委員もこの情報を地域の方に、あそこ行ってください、ここへ行ってくださいというような指示はされるのかなと思うんですけども、具体的にそういうときの周知といいますか、指示といいますか、あそこへ行ったってください、ここへ行ったってくださいという具体的な要支援者に対する地域での指示、命令、この辺のところ、どこまでできるのか、する必要はあるんですけども。片や、恐らく民生委員も、これは個人情報ですので外部に漏らしてはいけないというふうに、指示といいますか、決まりの中でそういうふうに認識をされているかと思うんですけども、その辺いかがですかね。緊急のときの対応方法として。

**吉村委員長** 林本部長。

**林本総務部長** ただいまの増田委員のご質問でございます。

まず、資料4の広報の一番頭に、この災害時要支援者登録台帳ということで書いてあると思いますが、まず、こちら右のところにある、登録できる方の中から手挙げしていただいて、情報とかそういうなんを同意してもらって登録するという手続になっております。その登録された方がその台帳に載って、先ほど申しただいたように、各大字の区長であったり、また民生委員に情報共有させていただくと。その登録台帳の中身自体が、やはりいろんな個人情報が含まれておりますので、それを日常、例えばお隣近所の方にもそういうようなところまで開示するというのはやはりできない状況で、そこが増田委員おっしゃっているように、現実と実際の理論とのギャップであるというふうにおっしゃっているのかと思います。ただ、今現在、その登録された方の中で、さらに個別避難計画といまして、その方個々の事情を更に細かく落とし込んでいくと。その中には、やはりヘルパー、ふだん介護保険を利用しておられたらケアマネジャーであったりとか、また、障害福祉サービスを利用されていたら、そういった相談支援員がおられるので、そういった方たちも含めて情報共有をしていく。その中で、ふだん訪問していただいて、そのときにお隣近所にも、その本人がいいよと言っていただいたらそういう同意をもらって、お隣近所にも声かけしていただいて、災害のときの避難支援であったりとか、安否確認に結びつけるということもできますので、あくまでも本人の同意がどこまでそれを求められているかという部分が大きな部分ではないかなというふうに思っています。また、もちろん民生委員も同じような形で、そういった日々のふだんからそういった活動をする中で、災害時要支援者登録台帳に登録されている方については、気遣いいただきながら、見守りをしていただいているということでございます。

以上です。

**吉村委員長** 増田委員。

**増田委員** おっしゃるとおりでございまして、確認を取って、昨日の空き家の問題じゃないですけども、本人の了解を得て、そういう情報を共有化できると。そこんところがちょっと不足してんのかなと。もう少し地域で協力して助け合うための第1歩と。そうなんですわ。助けやな

あかんねんけども、どこへ行こう。私も地区の役員させてもうてて、この件については、区長、一切口にされません、やっぱり。まさかのときの対応、まず優先的というふうなところの、やっぱりそういう決まりごとのルールの中でシークレットな部分というのは守られているんですけども、今おっしゃっている本人の了解を得て、ある一定の集落内の役員と、一番先に近所に助けていただかんあかんようなところの了解を得られるような動きもしっかりやっというたほうがええかなと。登録だけやなし、原則登録したら、これは外部出しませんよというんじゃなしに。どうされますかって、外部に出さんという選択をしますか、一定の了解をしていただいおく登録のやり方のほうが、私は望ましいんかなというふうに思いますので、そこをよろしく願い申し上げます。

**吉村委員長** ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

次に、2、DX推進に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より説明願います。

高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしく願いいたします。

私から葛城市DXの状況についてご報告させていただきます。お手元に配付しております資料に基づき説明させていただきます。資料は2点ございます。自治体DX推進手順書の概要、葛城市DX推進体制構築スケジュール(案)の2点でございます。DXの推進については、令和2年12月25日に政府においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が閣議決定され、そのビジョンとして、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化が示されました。このことにより、自治体には行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、AI等の活用により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められております。令和3年7月7日付で総務省より、自治体DX全体手順書バージョン1.0版が示され、自治体のDXの推進を一層加速させる流れとなっておるところでございます。現在、令和5年1月20日付で、お手元に配付させていただいております自治体DX全体手順書、今回は概要版ではございますが、バージョン2.1の自治体DX全体手順書が国より示されておるところです。

それでは、お手元の資料、自治体DX推進手順書の概要をご覧ください。1枚めくっていただいて、2枚目をご覧ください。自治体DX推進計画の趣旨としては、先ほど申し上げました趣旨の内容が記載されております。次に下の部分、自治体DX推進計画について、国に示されております主な内容といたしましては、自治体におけるDXの推進体制の構築としては、①組織体制の整備、②デジタル人材の確保・育成、③計画的な取組み、④都道府県による市区町村支援、次に、重点取組事項、自治体の業務システムの改革としては、①自治体情報システムの標準化・共通化、②マイナンバーカードの普及促進、③行政手続のオンライン

化、④A I ・ R P Aの利用推進、⑤テレワークの推進、⑥セキュリティ対策の徹底がございました。

次に、自治体D Xの取組とあわせて取り組むべき事項としては、①デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化、②デジタルデバイス対策、③デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し。以上の国が定める3つの項目に基づき、葛城市のD Xの推進体制の構築を進めているところです。

次に、2つ目の資料、葛城市D X推進体制構築スケジュール（案）に基づき、葛城市の具体的な取組を報告させていただきます。現在、葛城市には自治体D X推進計画はございません。市としては、システム等の導入については、他市と比較しても決して遅れている状況ではないと考えております。しかしながら、D Xを政策的に取り組む上で、今後、市の基本計画を策定し、推進体制を構築する必要があると考えております。今後、市のD X推進計画策定に向けては、12月までに骨子案、その後、パブリックコメントの実施、3月には計画の策定を完了し、令和6年4月から実行に向けて検討を行っております。

次に、下の項目でございます。自治体情報システムの標準化・共通化についてです。現在、国の用意するガバメントクラウド、これは20の業務のデータベースを国が用意するもので、その仕様が国より示されており、その仕様に基づく影響を調べるために、市で運用しておる現行の基幹システムの分析、いわゆるフィットアンドギャップ作業を行っているところです。今後、調達、システム改修を経て、令和7年度中に運用稼働を目標に作業を進めているところでございます。

次に、下の項目へ移動します。自治体の行政手続のオンライン化について説明します。ここに示している行政手続のオンライン化については、現在国が進めているマイナンバーカードを利用した行政手続として、マイナポータルを利用する、いわゆるぴったりサービスの整備について示しております。葛城市はこの整備を令和5年6月で完了しております。このサービスとしては、転入、転出、子育て、介護関係の手続がございます。また、その他のサービスといたしまして、奈良県地域デジタル化推進協議会で共同運営している、e古都ならの運用によるウェブ施設予約及び電子申請もございます。さらに、葛城市独自で導入しているサービスとしては、市民の利便性の向上というところでは、窓口申請手数料のキャッシュレス化を図る電子決済の導入及び各種証明書等のスマホを使ったオンライン申請、電子入札システムの導入などについて取り組んでおります。市民サービスとは別に、市役所内部における業務の効率化というところでは、ペーパーレス会議システム、電子決裁システム、HDコムを利用したリモート会議システムの導入や、A I ・ R P Aの利用促進など、業務の効率化を図るとともに、窓口でのマイナンバーカードの普及促進やテレワークの推進などに取り組んでおります。

次に下の項目で、セキュリティ対策の徹底でございます。ここで示すセキュリティ対策は、国の示す情報セキュリティレベルに対応した情報セキュリティクラウドへの移行と、セキュリティポリシーガイドラインを踏まえた適切なセキュリティポリシーの見直しです。情報セキュリティクラウドの移行は、令和5年3月に奈良県により完了しております。セキュリテ

イポリシーの見直しについても適宜行っていく予定でございます。

次に、お手元の資料の自治体DX推進手順書の概要にも記載されております重点取組事項、自治体業務システムの改革の状況、葛城市の実績数について報告させていただきます。

まず、①の自治体情報システムの標準化・共通化については、先ほど申し上げましたフィットアンドギャップの実施を現在行っております。基幹系業務の加算業務、住民情報システム、生活保護システム、税関係システム、健康管理システムについて対応する予定でございます。自治体情報システムの標準化・共通化については、先ほども申し上げましたが、令和6年度に改修、令和7年度に本格稼働に向けて対応してまいります。

次に、②マイナンバーカードの普及促進でございます。担当課からの報告によれば、現在、休日窓口、出張窓口など対応中であり、令和5年8月20日現在の申請率は85.8%、交付率は78.0%となっております。

次、③の行政手続のオンライン化につきましては、奈良県のe古都ならによる運用によるウェブの施設予約、利用状況については、令和4年度中では、まず、採用試験の申込みについては346件、水道の開栓については4件、水道の閉栓については1件、大型ごみ収集リクエストにつきましては24件となっております。

次に、電子申請、各種証明書等を、スマホを使ってオンラインした申請数につきましては、令和4年度中の各課の実績につきましては、市民窓口課が、交付件数が144件、申請数が123件、税務課が、交付件数が28件、申請件数が25件、収納促進課が、交付件数が2件、申請件数が2件、合計が、交付件数が174件、申請件数が150件となっております。

次に、電子入札システムの導入といたしまして、管財課から報告いただいておりますので申し上げますと、令和3年度の実績が、工事が14件、令和4年度が、工事が26件となっております。

次に、④AI・RPAの利用推進につきましては、令和3年度には健康増進課、子育て支援課による活用、令和4年度には生活安全課所管の被災者支援システムと連携して活用しております。

次、⑤のテレワークの推進につきましては、令和3年度の実績は598回、令和4年度につきましては755回となっております。これは新型コロナウイルス感染対策の活用も踏まえた上で、増加しているものと考えております。

次に、⑥セキュリティ対策の徹底です。地方公共団体情報システム機構J-LISのセキュリティ研修を、全職員を対象としてウェブ研修で受講させております。令和4年度の受講者数は348名でございます。

その他といたしまして、デジタル人材の確保・育成部分では、令和3年度から令和5年の8月まで、情報推進課の職員を地方公共団体情報システム機構J-LISへ執行派遣させておりました。また、DX研修につきましては、令和5年2月1日に自治体DXの取組と題しまして、法務省地域情報化アドバイザー、森本浩之様にご講演いただきまして、実施しております。

また、民間企業との連携という面では、リコージャパン株式会社との連携についてご報告

させていただきます。2014年の平成26年から、リコージャパン株式会社の社員に実務研修員という形で市の職員として、民間の視点から市内のプロジェクトに参画していただき、市役所職員と協同で執務室環境の改善、DXの関連では業務の棚卸しや、提携業務自動化ツールAI-OCR、RPAの実証実験、クラウド型業務改善ツールによる行政経営の効率化にも取り組んでいただいております。なお、この取組につきましては、令和3年12月の年末から設置されている當麻庁舎の総合窓口課での活用事例が雑誌にも紹介され、他市からも先進地として視察に来ていただいております。現在の活用事例としては、オンラインによるウェブ予約システムとして、市のホームページに申込みフォームを埋込み、参加申込みの受付や集計など、業務の効率化に役立てております。

次に、デジタルデバйд対策の現状について報告いたします。情報弱者である60歳以上の高齢者を対象としたスマホ講座を実施しております。いきいきセンターで実施しております。カメラ等の携帯機能、インターネット体験、アプリ等について、実機を使って体験してもらうというものです。実績につきましては、昨年度が合計で12回、133名の方が参加されております。また、タブレット講座も當麻文化会館で実施しており、昨年度に合計10回実施しております。

最後に、今後の課題につきましては、現在は、自治体の情報システムの標準化・共通化、また、住民サービスを向上する上で、今後取り組むべき事項の洗い出しを行っているところです。奈良県におきましては、令和4年4月に奈良デジタル戦略を策定され、令和5年4月1日には、地域デジタル社会の構築により県民の幸福な生活の実現と地域の持続的な発展を図る条例の制定をされております。こういった内容や今後の動向も考慮しながら、DXの推進体制の構築については、お手元のスケジュール案にその他の欄にも記載させていただいております。DXの基本条例の制定の準備も進めていきたいと考えております。今後、他市の動向も踏まえて、順次進めていく予定でございます。

以上でご報告終わります。よろしく申し上げます。

**吉村委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

西川委員。

**西川委員** 今ずっと説明いただいたんですけど、このスケジュールについては、結構早いスピードでやられるねんなどというところのイメージがちょっとあるんですけど、そもそも、この、要は体制というのはどういうふうな体制で、今ずっと高垣部長が答えてくれてはるんですけど、何か南砺市行ったときには、例えば本部長というのをつくって、それが市長やったんですかね、向こうでいうね。そういう、要は組織図というか、そういうのが、これって結構いろんな課、部にわたってきますやんか。そういう体制、このスケジュールはいいんですけど、推進のスケジュールはね。そういう体制というのをどういうふうに考えてはるのかというところをちょっと、それって結構大事なんかなと思うんですけどね。それはどういうふうにされるのかな。

**吉村委員長** 南砺市は推進本部がありましたもんね。

**西川委員** そうそう、そういう推進本部というのがあって、そういうところをどういうふうに今考え

てはるのかなと。

**吉村委員長** 高垣部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

まず、DXの取組という面では、先ほどの国の手順書に基づいて進めていく流れにはなるんですけども、考え方といたしまして、まず説明させていただきますと、単純にDXはシステムを導入するものではなく、職員の負担軽減にもつながり、かつ市民の皆さんにも役立つという、市の課題解決につながる必要があるべきものという前提でまず進めていくものと考えております。どのような体制ということなんですけども、まず、計画を策定する際には、市の推進体制についても、まず担当をきちんと決めて、責任を明確にして進めていく必要があると考えています。本部長に、最高責任者である市長が中心になって、進めていく体制で構築していくことになるんですけども、情報担当だけではなくて市全体でどのように取り組んでいけるのかというのを明確に示すという計画でつくっていく予定にしております。ですので、今は他市の事例も参考にしながら、そのようなものを研究して、策定していく段階であるということで、ご理解いただきたいと思います。

**吉村委員長** 西川委員。

**西川委員** 分かりました。結構このスケジュール見ていたら、スピード感あるんで。見ていたら、これ結構わーっと進めていかはんねんけど、まず、そこが何かやっぱり先決めていかなんのと違うかなと思うんです。だって、結局関わってくるところ、産業観光も全部、まちづくり、もちろん農政もそうやし、いろんなどころ、子育てもそうやし、ほんでもちろん行政のデジタル化というところもそうやしね。何かそやから全部組織をちゃんとつくって、ワーキンググループみたいなのがあって、本部長で市長がおってというこういう組織体制というのを確立しやんと、何かほんまにこのとおりさーっといけんのかなというのがありますので、その辺を先にやられたほうが、それは市のほうで考えてもらって、しっかりと進めていただきたいなと思います。

以上です。

**吉村委員長** ほかにございませんか。

増田委員。

**増田委員** DXの推進。まず、この事業効果、私、この総務省の3枚の資料の中で、見てんねんけど、先ほど高垣部長、ちらっとお話しされましたけど、DXを推進する意義といたしますか、事業効果といたしますか、そこの考え方、お聞きをまずします。

**吉村委員長** コスト面とか、いろいろですね。

高垣部長。

**高垣企画部長** よろしくお願いします。まず、考え方ですか。まず、自治体DX、先ほども言っていますけども、蓄積されたデータや様々なデジタル技術を活用して、業務の効率化や行政サービスの改善を行うことで、住民により利便性の高い社会を実現する取組、これもう政府の今の資料にも書いておるんですけども、その中で自治体DXを推進する上で、やはり住民サービスの向上も大事なんですけども、職員の内部の負担、職員の負担の軽減にもつながる対応



が必要であると。このような中で、業務の洗い出し作業なども行いながら、そのようなDXの推進につながる取組を行いたいと考えております。

以上です。

**吉村委員長** 増田委員。

**増田委員** おっしゃるとおりで、事務の効率化と、住民から見たら利便性の向上、この2点だと思うんです。今まで、私の時代から言うたら、そろばんで足し算していたやつが、電卓になって、エクセルになったと。これが1つの時代の流れで、これによって、そういう手間が、人力が減らせるというか。先ほどは、事務の効率化というふうに言わはったけども、最終的にはその後ろにあるのは何やって言うたら、私は、会社で言うたら人件費の削減につながるのかなと。その辺のところはぼんとタイトルの中にあって、住民サービスの向上というのは、いろんな取り方ができるかも分かりませんが、やっぱり財政の健全化に向けていろんな対策を講じる中に、このDXを進めるんだと。それによって、職員の数を減らすことができるかという1つの目標も、このDXの推進の中には、私は重要なキーワードとしてあると思うんです。その辺のところは、非常に住民から聞いたときに、ああそうかって。それを進めてもうて、職員の負担を減らす、職員の人数も省力化って言うたら失礼やね、人を減らして、作業、事務ができるというふうに持っていくんかというふうに表示して、まず、入り口のところでしっかりとこの推進に当たっての目的をはっきりしていただいたらいいのかな。私も、先日の視察、行かせていただいたときに、非常にそういうことを痛感しました。こういうことをやられてんねんなど。特に民間の方の知恵をたくさん入れられている。どうしても行政マンだけの感覚でいくと、人件費の負担、事務の負担というものの費用についての考え方というのが、あまり感覚として私、高くないんじゃないかなというふうなことも、報告書の中でコメントさせていただきましたけども、民間から見たときの、人員削減といえますか、少数精鋭といえますか、そういった事務化を進めていくというものに、DXの導入推進には欠かすことのできない対策であると、こういうふうに、私は思うんですけどね。市長は考え違うような顔をしたはるので、違うかったら違うっていう相違点だけお聞かせください。民間は恐らくそういう感覚が高いと思うのでね。

**吉村委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 今、部長が答弁した内容とダブると思うんですけども、まずDXというのは、どういうものかといいますと、ITを含むデジタル技術を駆使して、新しい価値を生み出すこと、イノベーションでございます。ですので、DX自身がデジタル化とはまた別の話でございます。それで、DXに最終的に持っていくためにはというところで、例えば、アナログデータをデジタル化したり、例えば業務をデジタル化したり、要はIT化という作業がありますよということでございまして、DXが求めるべき本来の目的は違うということ、まず押さえる必要があるのではないかなと感じておるところでございます。ですので、今回、その考え方についての条例の制定をまずすべきであろうというのは、もうかなり前から指示はしておりました。それについての、そこへたどり着くまでの工程表というのか、基本計画をつくりなさいよという話も実はもうずっと以前には終わっておりましたので、その取組に入るという

ことでございます。人材の件費の話ですとか、労働力の話ですとか、そちらのほうはIT化に関する議論の中ですべき話でありまして、DX推進の中の1つの過程としてはそういう過程を取りますが、その部分についてDXが本来の求めるべき内容といいますのは、それを利用した中で、更にイノベーションをどうしていくのか、まさに民間企業が取り組もうとしているのは、その部分に入ってきているというところでございます。

以上でございます。

**吉村委員長** 増田委員。

**増田委員** 私が言いたかったんは、DXの推進をして、もろもろの事業効果があつて、最終的に何がその効果として、結果として生まれるんだというところまで、市民の方にイメージとして分かっていたくような表現を、この推進目的の中に作成してくださいね。それは、最終的にそういう形になるんじゃないですかねと。デジタル化と、さっき市長言わはったIT化ですか……。

**吉村委員長** イノベーションですか。

**増田委員** イノベーションね。そんなん表現の仕方の違いだけのことやと私は思うんですけども。要するに、今までの不効率な事務を現代的な機器、器具、ネットワークによって、効率化することにはあまり違いはない。

**吉村委員長** 新しい価値を生み出すというふうに、市長はおっしゃいまして、ものを減らすというのではなくてね。

(「デジタルトランスフォーメーション」の声あり)

**吉村委員長** DXに関して言えばね。

**増田委員** だから、最近ロボットの普及とか、そういったことも非常に農作業の中でもロボットを使って、重たいものを軽く持ち上げることができるとか、そういったことも非常に進んできているというふうに聞いていますので、あらゆる場面でそういうイノベーションは、各業種でやっておられますので、自治体のDXについてもしっかりと進めていただきたい。それは、進める効果と、それから目的、成果というものは、最終的にどういうものかということを経後のDX推進計画の中で、分かりやすく市民の方にお伝えできるような表現をしていただいたらなど、こういうふうに思います。複雑です。

**吉村委員長** 最終の着地点を明確にしてほしいということですね。

**増田委員** DXって、こういう文字で推進するんだという言葉、いかに市民の方に伝えるということも、推進の上では重要ななと思いますので、よろしく願います。市民の協力必要ですので。

**吉村委員長** ほかにございませんでしょうか。

松林副委員長。

**松林副委員長** DXを使って新しい価値を生み出すということで、そこにたどり着けない、デジタルデバインド対策ということで、南砺市においては、マイナンバーカードを使ってコンビニから書類申請を行っているという、こういう機器を庁舎内に設置をして、予行演習といいますんか、お年寄りの、そういうこともやっておられて、本市で可能なのかどうかということ。そ

して、もう一つは、スマホを使って、12回実施されて、133名の方が実施されておるんですけども、この電子申請、スマホを使った、このこと、私もそういうことさせてもらうけど、なかなかたどり着けないことがあって、そういう手引書というんか、小冊子みたいなものを配布してもらえれば、もう少し助かるかなと思うんですけど、こういうことも可能なのかどうかお聞きします。

**吉村委員長** 高垣部長。

**高垣企画部長** 松林副委員長のご質問で、まず、富山県の南砺市でやっておられたキオスク端末でのデジタルデバインド対応、その点についてお答えさせていただきますと、まず、当市と同規模の団体で、マイナンバーカードで住民票や各種証明書が発行できるキオスク端末を導入した事例がございまして、それで参考といたしまして、費用面といたしまして、キオスク端末を市役所で導入した場合、初期導入費用でハード費用が約450万円、その他の備品で約50万円、合わせて約500万円の導入費用が発生すると聞いております。また、導入後のランニング費用につきましては、保守費用、接続費用等で年間100万円程度が必要になると聞いております。キオスク端末というのは基本的には24時間対応のコンビニに設置して運用するものですので、仮に市役所などで、南砺市のように、市役所において職員がデジタルデバインド対応としてキオスク端末を導入する場合には、どのような活用で対応できるのかというのは、今後研究していきたいと考えております。併せまして、手引書につきましては、なかなか難しい面もありますので、研究していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

**松林副委員長** 小冊子は。

**吉村委員長** 松林副委員長。

**松林副委員長** 先ほどのスマホを使った電子申請、これ、小冊子のようなものがあれば、少し助かるんではないかなと。

**吉村委員長** 高垣部長。

**高垣企画部長** 小冊子ですね、そちらにつきましても現在ないので、また今後研究をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

**吉村委員長** 松林副委員長。

**松林副委員長** 小冊子のようなものをぜひとも配布していただければ、私のような者でも大丈夫かなと思います。ほんで、キオスク端末、これやっぱり500万円、そして、今ランニングコストを入れると更に100万円かかると。これが高いか安いかわからない、デジタルデバインド対策に、こころ辺のところ非常に課題となってくると思うんですけども、ご検討よろしくお願ひ申し上げます。

**吉村委員長** ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

**吉村委員長** ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

それでは、長時間にわたりましたので、一旦、休憩を取りたいと思ひます。今、午前11時10分ですので、午前11時20分から再開をしますので、よろしくお願ひをいたします。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時20分

**吉村委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

最後に、3番、葛城市立地適正化計画の改訂に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より説明願います。

安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 都市整備部の安川でございます。よろしくお願いいたします。

調査案件の3つ目となっております葛城市立地適正化計画の改訂に関する事項について、ご説明申し上げます。このたび、葛城市立地適正化計画の改訂業務につきましては、令和4年度から令和5年度の2か年かけて改訂業務に取り組んでまいりました。今年の6月から7月にかけてパブリックコメントを行い、改訂案に対して広く意見を募集し、様々な意見をいただいております。7月19日には、葛城市都市計画審議会において、改訂案について説明を行い、原案どおり承認をいただき、改訂業務が完了いたしましたので、本日報告する運びとなりました。配付資料でございますが、水色の葛城市立地適正化計画改訂版の冊子と、その概要版でありますA3の両面つづりのものとなっております。

改訂内容につきましては、A3の概要版に基づきまして、担当課長より改訂内容について説明申し上げます。

**吉村委員長** 奥田都市計画課長。

**奥田都市計画課長** 都市計画課の奥田でございます。よろしくお願いいたします。

このたび改訂いたしました、葛城市立地適正化計画の改訂内容につきまして、ご説明申し上げます。初めに立地適正化計画策定の背景でございますけれども、現在多くの都市で人口減少と少子高齢化の問題が進んでおり、高齢者や子育て世代に対して、安心して、健康、快適な生活環境を実現すること、また、地域経済の活性化及び財政の健全化により持続可能な都市経営を実現していくことが、今後のまちづくりの課題となっております。これらの背景から、改正されました都市再生特別措置法では、コンパクトなまちづくり、コンパクトなまちづくりと申しますのは、郊外に住居地域が広がることを抑えて、できるだけ生活圏を小さくしたまちづくりのことでございますけれども、このコンパクトなまちづくりと公共交通によるネットワークの連携が重視されており、コンパクトなまちづくりの実現のために、市街化区域を対象に、居住を誘導することが望ましい地域として居住誘導区域を、また、医療・福祉施設や商業施設などの立地を誘導する地域としまして、都市機能誘導区域を設定し、都市全体を見渡しながら、その立地誘導を図ることを目的とした立地適正化計画が策定できるようになりました。これらの考えに基づきまして、コンパクトシティ実現を図るため、葛城市では平成29年11月に、葛城市立地適正化計画を策定しております。

このたび改訂いたしました理由でございますけれども、お配りの概要版の1ページ目、表面の左上の1、はじめにをご覧くださいと思います。括弧書きには本日配付の本編冊子の記載ページも記載しておりますので、併せてごらんいただければと思います。当初の葛城市立地適正化計画は、平成29年11月に策定されてから、中間見直しの時期であります5年が経

過しており、計画の内容についての見直しを行う必要が生じてきたこと、また、都市再生特別措置法の一部改正に基づきまして、防災指針の内容を計画内に盛り込む必要があったことから、今回、改訂を行ったものでございます。改訂に伴う目標年につきましては、令和22年頃と設定しております。以降の説明箇所につきましては、今回変更になった箇所を中心に、その概要につきまして説明させていただきたいと思っております。

3、居住誘導区域及び、4の都市機能誘導区域の設定については、おおむね当初の計画から変更はございませんけれども、当麻寺・磐城エリアにおけます都市機能誘導区域につきまして、現在の都市機能誘導施設等の立地状況等の関係から一部変更を行っております。概要版の裏面のほう、お願いしたいと思っております。7、防災指針でございます。今回の立地適正化計画を改訂する理由の1つとなっている部分でございます。当初の平成29年のこの計画を策定した時点では盛り込む必要がございませんでしたが、都市再生特別措置法の改正に基づきまして、防災指針の内容も、このたび盛り込んでおります。防災指針では、居住誘導区域内の安全性を高めるため、災害リスクをできる限り回避、あるいは低減させる防災・減災対策についてまとめております。洪水浸水想定区域図などのハザード情報と、あと、居住誘導区域や人口分布などの都市情報を重ね合わせ、災害リスクの分析を行い、居住誘導区域の防災上の課題を抽出し、それぞれの課題に対するハード施策及びソフト施策を設定しております。

最後に、8の目標値の検討ですけれども、平成29年に設定しました施策や目標値について、現行計画の策定から5か年を経過したことから、目標の達成の状況の分析、評価を行いまして、内容によりましては、状況に応じた目標値に変更しております。

以上、簡単ではございますが、葛城市適正化計画改訂の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

**吉村委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。特にないですか。

増田委員。

**増田委員** 全国、日本全体を見たときに、人口減少が進んで、過疎化が進んでいるので、住民サービス等々のことも将来的なことも含めて、コンパクトに中心部に居住地を集約したらどうかと、こういう1つの基本的な考え方やと思うんです。一方、葛城市の場合は、若干人口が微増の状態であるということ。それからもう一つは、第34条特区で、居住誘導区域外のところでのミニ開発によって、逆の方向で葛城市全体の居住地が平準化しているという実態、そういう実態とちょっと違った動きをしているのかなというふうに私思うんです。それは、市長もおっしゃっているように、33万平方キロメートルの葛城市自体のコンパクトな形、それから道路も北から南までずばっと背骨のように、道路、また鉄道が通っている。そういったこの葛城市1つがもうコンパクトシティ化しているようなイメージを私は持っているんです。これをあえて過疎化、もう少し余っているエリア、余っているエリアって失礼ですけども、若干、居住する条件として駅から遠いとかというふうなこともあっても分かりませんが、若干外れているところを置いて、このエリアを中心に重点的にこの立地適正化計画を進められるという、若干置いてきぼりのこのエリア以外のエリア、何か地域的に閉塞感が

出てくるような、何かそういうイメージになりかねないような、ここにも書いていますけども、前段のところ、初めのところでも全国的な考え方で書いていますけども、少し全国的なこういう過疎化地帯のイメージを葛城市にどかんと当てはめるといことはいかなもなかなかというふうに、基本的な考え方で感じるんですけども、その辺のエリア外の考え方についてお聞かせ願えますか。

吉村委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田です。よろしくお願いいたします。

増田委員にご質問いただきました市街化区域外の、例えば第34条第11号区域、この部分をどう考えるのかという扱いはございます。今回につきましては、計画の中に葛城市地域公共交通計画で定めた地域公共交通ネットワーク、これとの連携というところら辺もうたっておるところでございますので、決してその第34条第11号区域であるとか市街化調整区域を置いてきぼりにするのではなくて、そういうところのちっちゃい連携をした中で、市街化調整区域の方につきましても、そういうネットワークを利用させていただきまして、今回の都市機能誘導区域の誘導施設、これを活用していただきたいという考えであります。

以上です。

吉村委員長 増田委員。

増田委員 私、人口もそうですけども、やっぱり横ばいで推移しているということは、伸び代のある自治体やと思うんです。市長もいつもおっしゃっているように。まだまだ伸ばしていかなあかんということと、こういう丸で囲ってしまうということの抵抗感とちょっと相反してんのかなと。そやから、もっと伸ばすんだと、こういう空間をこのエリアに含むんだというふうな、前進するようなプラン、計画になったら、非常に将来的な望みもあんのかな。この丸の位置を見ても、私ちょっといかなものかなと思うのは、當麻エリア区域、尺土、駅ごとに、当麻寺駅、磐城駅、尺土駅、近鉄新庄駅、忍海駅、駅を中心に。では、二上神社口駅はどうなん、ここ丸ないよね。どうすんのかというふうなことも素朴な疑問として私、湧いてきます。その辺のことも、もう少し幅の広いエリアということも、もう点々でもいいからもう一回り拡大するエリアの囲みといいますか、あってもいいんじゃないかなと。非常に、もうここに限定されて、ここを中心というふうなことに進むことに対するちょっと違和感というものを持っておりますし、これ以外のところでお住みの方についても同じような考えになるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしく、その辺のところも頭に入れてお願いしておきたいなと思います。ちなみに51ページに、土地利用に関する考え方についてという資料のところのこの緑色のエリアと、私が言ったようにこの加守にも、この緑色のエリアが若干含まれている。それ以外のところはちゃんとこのエリアに入っているので、さほど、こういうエリアでいいかなと思うんですが。その辺のバランス、この51ページの表との、このA3資料の真ん中の表と、若干エリア分けの違いがあるのかなというふうに感じましたので、よろしくお願いを申し上げておきます。

吉村委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田です。

今、増田委員のご質問の中の区域の設定、このことについてご答弁させていただきたいと思えますけれども、区域につきましては、市街化区域、これを対象に居住を誘導することが望ましい地域として居住誘導区域を設定し、この設定につきましては、人口規模であるとか土地利用、都市機能の立地状況、自然保全の観点や災害等の危険性などの観点から検討して設定しております。あと、二上神社口駅、この部分が何で入っていないのかというところのご質問であろうかと思えますけれども、二上神社口駅につきましては、都市機能の維持に必要と思われる人口数、この部分が維持できないと考えられることに加えまして、区域内に土砂災害警戒区域、これが含まれておるといふところがありましたので、今回、このエリアには入っていないというところがございます。よろしくお願ひします。

**吉村委員長** 奥田課長、都市機能の人口というの、具体的な数値というのはあるものなんでしょうか、維持できる。

**奥田都市計画課長** 今回お配りさせていただいています本編の冊子、これの53ページ、この辺りを見させていただきたいと思うんですけども、ここの53ページの中段から下のところに表を描かせていただいておりますんですけども、周辺人口の規模につきまして、医療、福祉施設、買物施設等が、周辺人口がどれぐらい必要かというところを記載させておまして、そのデータ等に基づきまして、今回、二上神社口駅につきましてはエリア外とさせていただいたというところなんです。申し訳ございません。

**吉村委員長** 分かりました。ありがとうございます。

増田委員。

**増田委員** 何回も質問して悪い。64ページ、今日初めてこれ、もらったので、十分中を熟読してないのであれなので、断片的にお話しして申し訳ないねんけど。ここでは将来都市構造というところで、新村の工業団地の部分と二上神社口駅のところに、その他のエリアということで、指定といいますか、丸囲いをされているんですよ。分かるんです。先ほどおっしゃられたように、イエローゾーンが近くにあるということも懸念材料としてはあるんですけども、これずっと読んでいったら、ああそうかって思われるかも分かりません。将来の都市構造の誘導地域としては含まれているというのと、このA3の真ん中の都市機能誘導区域、現状のエリアの区域は2つあるということが、私はもうこの将来都市構造というものを中心に、今後の計画を立てられるというのが本来の姿と違うのかなというふうに思うんですけど、これが中のほうにあって、この含まれていない部分が計画改定版に出されているということ。将来お示すべきなんかなというのをちょっと感じたので。

**吉村委員長** 3回目ですが、奥田課長、お願ひします。

**奥田都市計画課長** ただいまのご質問ですけども、将来の都市構造、これを基本にするんじゃないかというところなんですけども、今回のこの改訂につきましては、令和2年に行いました国勢調査のデータを中心に、全てこの人口であるとか、その分布であるとか、この辺を参考にしながら、現行のこの区域のエリアを設定しておるといふところがございますので、今回の部分、二上神社口駅につきまして、今回エリアには入れなかったというところがございます。よろしくお願ひします。

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

松林副委員長。

松林副委員長 私、地元、二上神社口地域でございまして、人口密度が高くなっているけども人口が少ないということで、ほんで、居住誘導区域に含まれない地域、これは何を狙っているんですかね。やっぱり将来的には、都市機能を維持するためには、二上神社口地域よりもむしろもうちょっと別な地域に、適している地域に、人口、移動することが望ましいということなんですかね、これ。考え方としてどうなんでしょう。

吉村委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

ただいまご質問のところのこの区域の設定ですけども、おっしゃられたとおりに、今の既存の都市機能、施設であるとか、その立地状況等を踏まえた中で、一番効率のいいところに集約していこうというところかなと思います。よろしく申し上げます。

吉村委員長 松林副委員長。

松林副委員長 あれですよ。こういう短いスパンではない、遠い将来を指した先に、都市というものはどういう在り方が適切なのかということで、今すぐとかそういう話でない将来的なビジョンとして、やはりそういう方向性で誘導していったほうが、都市機能としてはいいという考え方ですか。

吉村委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 今回の冊子に、1ページ目にもその辺は書かれておるんですけども、今後のまちづくりを行っていく上で大きな課題になっているところら辺があるんですけども、例えば財政の問題、この辺もありまして、地域経済の活性化及び財政の健全化によりまして、持続可能な都市経営、これをやっていこうというところにつなげていくためには、現状の都市機能を最大限活用した中で、コンパクトなまちづくりをつくっていくというところら辺が、将来の目指していく方向かなと考えております。よろしく申し上げます。

吉村委員長 松林副委員長。

松林副委員長 将来的に地域経済とか財政面、そこら辺も含めて、そういうまちづくりを将来的には目指していったほうがいいよという、長いスパンで、将来的にはそういう方向性でということで、認識させていただきます。

吉村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

吉村委員長 柴田議員。

(柴田議員の発言あり)



吉村委員長 奥本議員。

(奥本議員の発言あり)

吉村委員長 以上で委員外議員の発言を終結いたします。

これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時49分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

吉村 始